

労働時間の短縮に向けて 週休二日を推進

日建連では建設業の働き方改革を推進するために、週休二日推進本部を設置して建設現場における週休二日実現に向けた活動を開始した。



建設業における時間外労働規制の見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(2017年3月28日決定)
原則	<労働基準法で法定> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<同左>
三六協定の限度	<厚生労働大臣告示：強制力なし> (1) 原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6カ月まで)(特別条項) (2) 建設の事業は、(1)の適用を除外	<労働基準法改正により法定：罰則付き> (1) 原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定 ①年720時間(月平均60時間) ②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 a. 2～6カ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間、現行制度を適用 ・施行後5年以降、一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない※ ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある

今後の取組み(政府)

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組みを支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組み
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

この結果、働き方改革実行計画においては、

○建設業については、猶予期間(施行期日の五年後)を設けたうえで罰則付き上限規制の一般則を適用する

○週休二日の推進など休日確保に向けて、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するなど、全政府的なバックアップ体制を整備することが決定された。

日建連では、三月二十七日の理事会において「建設業に対する時間外労働の上限規制の適用に関する決議」を行うとともに、「週休二日推進本部」を設置してこの問題に取り組みこととした。

四月十八日に開催した第一回週休二日推進本部においては、「週休二日推進の基本方針」として、年内の行動計画の策定、二〇一七年度からの本格実施と併せて当面の検討課題を決定した。

日建連はこの要請を受け入れ、労働時間の短縮に向けて週休二日の実現に全力で取り組むことを表明した。

また、これと併せて、

- 上限規制の適用にあたっては猶予期間を設けて段階的に適用すること
- 週休二日の実施は工期の延伸、コストアップを伴うことから、

社会全体の理解を得られるよう働きかけることを国土交通省に要請した。

働き方改革とは、二〇一六年六月に、少子高齢社会においても日本経済の更なる好循環を達成するためのロードマップとして閣議決

定された「ニッポン一億総活躍プラン」のなかで、「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」として示されたもので、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、高齢者の就労促進が提唱された。

その後、第三次安倍内閣発足に際して安倍総理は「働き方改革担当大臣を設けて働き方改革実現会議を開催し、年度内に具体的な実行計画をまとめる」と発言し、九月に働き方改革実現会議が発足した。

日建連は、二〇一五年に発表した「建設業の長期ビジョン」において、二〇二五年度に向けて建設技能者の世代交代を実現するため

こうした状況のなか、働き方改革実現会議において建設業への時間外労働規制の適用が検討課題となり、本年三月三日に開催された石井啓一国土交通大臣と建設業団体との意見交換会において、石井大臣から、時間外労働の上限規制適用除外見直しへの対応が要請された。

2017.3.27

理事会において「建設業に対する時間外労働の上限規制の適用に関する決議」および週休二日推進本部設置を決定

働き方改革をめぐる日建連の対応

政府の働き方改革実現会議は、二〇一七年三月二十八日に「働き方改革実行計画」を決定した。そのなかで、長時間労働の是正については罰則付きの上限規制を設けることとされ、これまで時間外労働規制の適用除外とされてきた建設業についても、五年の猶予期間を設けたうえで適用することとされた。

働き方改革とは、二〇一六年六月に、少子高齢社会においても日本経済の更なる好循環を達成するためのロードマップとして閣議決

「建設業に対する時間外労働の 上限規制の適用に関する決議」を決定

日建連は、三月二十七日の理事
会において、政府の「働き方改革
実行計画」を踏まえ、建設業に対
する時間外労働の上限規制適用を
受け入れるとともに、まずは週休
二日の実現を図ることにより長時
間労働の是正に取り組むため、
「建設業に対する時間外労働の上
限規制の適用に関する決議」およ
び「週休二日推進本部」の設置を
以下のとおり決定した。

建設業に対する 時間外労働の上限規制の 適用に関する決議

政府は、「働き方改革実現会議」
において長時間労働是正のための
「働き方改革実行計画」を策定し、
労働基準法の改正による時間外労
働の上限規制の強化等を行うこと
としており、同計画では、時間外労働
の上限規制の適用除外業種であつ

た建設業についても、改正法施行後
五年間の猶予期間を設けた上で、
同規制を適用することとしている。
日建連としては、長時間労働の
是正は担い手確保のために不可欠
であるとの石井国土交通大臣の強
いご指導に並び、建設業に対する
時間外労働の上限規制の適用を受
け入れることを表明した。
建設業の実労働時間が他産業よ
りも長い要因としては、週休二日

が定着していないことが大きく、
官民のあらゆる分野で週休二日が
定着した中で、建設業だけは周回
遅れの感がある。
このため、日建連としては、週
休二日による工期の延伸とコスト
アップを官民の発注者および社会
全体に受け入れていただくよう政
府に働きかけるとともに、今から
五年程度で週休二日を定着させ、
週休二日への移行に伴う時間外労
働の増加があるとしても、猶予期
間内に法適合させるよう、業界一
丸となって取り組むことを、理事
会の総意として決議する。

第一回「週休二日推進本部」を開催

四月十八日、国土交通省の谷脇
暁土地・建設産業局長の来賓出席
のもと、第一回「週休二日推進本
部」を開催した。
週休二日推進本部は、建設現場
の週休二日の普及促進に向けて、

会員企業が「一丸となった活動を展
開するため設置したものである。
第一回会議では、
①年内を目標に「週休二日実現
行動計画」を策定する
②五年程度で週休二日を定着さ

せることを目標とする
③単に四週八休を目指すのでな
く原則として「現場の土曜閉
所」を目標とする
——などを内容とした「週休二日
推進の基本方針」を決定した。



週休二日推進の基本方針

1. 当面の検討スケジュール

- 会員会社やその協力会社、専門工事業団体、労働組合等との意見交換、ヒヤリングを行い、7月末を目途に課題や論点を整理し、9月末に推進方策の素案をとりまとめる。
- 幅広い関係者から、素案に対するご意見を伺い、年内を目途に「週休二日実現行動計画」を策定する。
- その後、行動計画の周知、各社の実施体制の整備の促進など、実行に向けた所要の準備を行い、2018年4月より、行動計画を本格的にスタートさせる。
- 毎年度、行動計画の進捗状況、週休二日の普及状況をフォローアップし、公表する。
- 具体的な検討は、本部員企業の部長クラスで構成する「幹事会」で行う。また幹事は、各社における週休二日推進の実務面での中心的な役割を担う。

2. 当面の検討課題

- 今から5年程度で、週休二日を定着させることを目標とする。
 - 2017年度～2021年度の5年間を対象期間とする日建連「週休二日実現行動計画」を年内に策定するとともに、2017年度については、各社それぞれ週休二日の推進方策を検討する期間とする。
- 週休二日の形態としては、単に4週8休を目指すのではなく、原則として「現場の土曜閉所」を目標とすることを基本方針とする。
 - 休日(祝日、GW、盆休み、年末年始休暇等)や対象現場(新設・新築/改修、山岳土木等)の取扱い
 - 週休二日の普及状況(現場閉所の状況)のフォローアップの方法、時期
- 土曜閉所実現のための基本的な課題として、工期延伸とコストアップを社会全体に受け入れていただくための官民の発注者への働きかけを行う。
 - 国土交通省が設置する「発注者を含めた関係者で構成する協議会」に主体的に参画
 - 意見交換会における公共工事発注者への協力要請
 - 民間工事の発注者の理解促進のための取組み
 - 業界内外に向けたムードづくり、キャンペーンなど
- 一斉実施に向けた業界内の意識の徹底
- 週休二日を可能とするための環境整備を発注者に要請する。
 - 適切な工期の設定
 - 発注の平準化(公共工事)
 - 積算基準の改訂(公共工事)など
- 稼働日数が減少しても建設技能者の総収入が減らないための方策を検討する。
 - 労務単価の改善
 - 休日作業が避けられない場合の割増賃金の支給
 - 社員化(月給制)の促進など
- 自助努力を徹底する。
 - 生産性の向上
 - 週休二日を前提とした契約
 - 下請取引の適正化
 - 工期、価格のダンピング排除

以上